

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2017年11月14日
【会社名】	株式会社 東芝
【英訳名】	TOSHIBA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 綱川 智
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦一丁目1番1号
【電話番号】	03-3457-4511
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長 篠崎 俊司
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目1番1号
【電話番号】	03-3457-2148
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長 篠崎 俊司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1【提出理由】

当社の連結子会社である東芝テック株式会社が保有する債権に取立不能のおそれが生じたため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第18号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

名 称 東芝テック株式会社(以下「テック」)  
住 所 東京都品川区大崎1-11-1  
代表者の氏名 池田 隆之 代表取締役社長

(2) 当該債務者の名称、住所、代表者の氏名及び資本金の額

案件A

名 称 株式会社システムジュウヨン(以下「債務者A」)  
住 所 大阪府大阪市北区天神橋3-7-9  
代表者の氏名 石田 勝彦 代表取締役  
資本金の額 30百万円

案件B

名 称 株式会社日本ライフシステム(以下「債務者B」)  
住 所 愛知県名古屋市中区栄3-31-18  
代表者の氏名 杉野 貴美子 代表取締役  
資本金の額 30百万円

(3) 当該債務者に生じた事実及びその事実が生じた年月日

案件A

債務者Aは、2017年10月27日、大阪地方裁判所に破産手続開始の申立を行い、テックは、11月9日、同裁判所から破産手続開始通知書を受領しました。

案件B

債務者Bは、2017年11月1日、名古屋地方裁判所に破産手続開始の申立を行い、テックは、11月9日、同裁判所から破産手続開始通知書を受領しました。

(4) 当該債務者に対する債権の種類及び金額

案件A

売掛金 約84,000円

案件B

売掛金 約92,000円

(5) 当該事実が当該連結会社の事業に及ぼす影響

損失見込額は、2017年度第3四半期に計上しますが、業績への影響は軽微であります。

以 上